

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 4 回 松阪市障がい者計画策定委員会
2. 開 催 日 時	令和 2 年 11 月 5 日（木）14 時 00 分～16 時 50 分
3. 開 催 場 所	松阪図書館 2 階講座室
4. 出席者氏名	荒川委員長、世古副委員長、河原委員、瀬田委員、海住委員、福本委員、南野委員、井上委員、岡田委員、辻委員、齋藤委員、鮎田委員、井村委員、中川委員、亀田委員、小川委員 （事務局）石川圭一、西嶋秀喜、大田政雄、前川幸康、渋谷万里子、吉田茂雄、藤本匡
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	1 名
7. 担 当	松阪市福祉事務所障がい福祉課 TFL 0598-53-4059 FAX 0598-26-9113 e-mail : shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

○協議事項

協議事項

第 5 期松阪市障がい者計画（中間案）について

**令和2年度 第4回松阪市障がい者計画策定委員会
会議録【要旨】**

1 開催概要

会議名	令和2年度 第4回松阪市障がい者計画策定委員会
開催日時	令和2年11月5日(木) 14時00分～16時50分
会場	松阪図書館 2階講座室
出席者	荒川委員長、世古副委員長、河原委員、瀬田委員、海住委員、福本委員、南野委員、井上委員、岡田委員、辻委員、齋藤委員、鮎田委員、井村委員、中川委員、亀田委員、小川委員 (事務局) 石川圭一、西嶋秀喜、大田政雄、前川幸康、渋谷万里子、吉田茂雄、藤本匡
議題	1. 開会 2. 委員長あいさつ 3. 議事 第5期松阪市障がい者計画(中間案)について (1) 第1部 (2) 第2部第1章～第3章 (3) 第2部第4章 (4) 第2部第5章第1節(基本目標1) (5) 第2部第5章第2節(基本目標2) (6) 第2部第5章第3節(基本目標3) (7) 全体 4. その他 5. 閉会
配布資料	① 会議次第 ② 議事目次 ③ 障がい者計画(案)に対する委員意見及び対応案 ④ 第5期松阪市障がい者計画(中間案)

2 会議録要旨

1. 開会

事務局

お待たせいたしました。お時間になりましたので、ただ今より松阪市障がい者計画策定委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。前回、8月の会議におきましては、事務局が事前に委員長のご都合の時間制限を聞いておりました。また、委員さんからも時間的な部分をございまして、制限の時間を超えてしまいました。その場で会議を終了することになりまして、大変ご迷惑をおかけしました。本当に申し訳ありませんでした。前回の会議では前もって会議の終了時間を明確に皆様にお伝えすべきでございました。前回ご発言いただけなかった委員の皆様がおみえになったことを反省し、また、委員の皆様の本日のご予定もありますことから、議事の審議につきまして、事前に皆様に多大なご協力をいただきまして、ご意見を事前にいただいております。本当にありがとうございました。本日は、委員の皆様の間での審議を中心として、予定といたしましては16時を終了時刻と考えておるところでございます。よろしくお願いいたします。本日の会議資料の確認をさせていただきます。(資料の確認)

2. 委員長あいさつ

事務局

まず、委員長よりごあいさつをお願いいたします。

委員長

(委員長によるあいさつ)

3. 議題

事務局

そうしましたら議事に入ることですので、事務局からまず、大変貴重なお時間なんですけれども、今日お手元にお配りしました「委員意見一覧」、A4横の冊子になっているものなんですけれども、そちらを冒頭に説明させていただくということと、(1)につきましては第一部の範囲ということで、そちらの部分だけの意見をまず確認させていただきます。(事務局による説明)

委員長

それでは、今事務局から説明がありましたけれども、第一部の意見、障害者就労施設等からの物品の調達に関する問題ですけども、何かご意見ありませんか。

委員

この質問を出させていただいた者なんですけども、周知を図って、そうやって積極的に就労支援施設からの物品を調達していただいておりますという方策は読ん

でいてわかるんですけども、実際に年度当初の目標金額が設定されているかと思うんです。私も市の部分を確認させていただいたら、令和2年度は270万の予算計上されておると。その中で、予算計上されているのにそこまでいかない部分っていうのは、どこが原因って言うたらおかしいですけど、市が調達したい物品が就労支援の施設側に無いのか、周知の方法が足りない部分もあるのか、多分今就労支援B型とかA型の事業所さんにおいては、コロナの影響でかなり収益が下がっていらっしゃるっていうのを耳にするんです。そういうことがあると、やはりこういった形で少しでも就労支援の施設さんに働きかけをしていただくことで、工賃であったり、やはりその部分を守っていただけたらなという部分がありましたので、例年目標額に全部達していないかと思うんですけども、その部分はこういったあれなのかなというのが、聞かせていただきたいなと思ひまして、この質問をさせていただきました。

事務局

これにつきましては、各課で立てているわけではなくて、障がい福祉課で昨年度より上を目指して目標額を立てます。これへ向かって、各課で持っている予算の中で出来るものについては調達してほしいという形で依頼をかけております。あくまで市全体としての目標額を立て、それに向かつて皆さんに依頼をかけ、またこちらから仕掛けをするというやり方になっております。毎年予算説明の時に財政当局からも、できるだけそういった形の調達をするようにと予算説明の中で説明を加えていただいております。こういった形で努力をしておるという次第でございます。以上です。

委員長

ご質問ある方居ませんか。

委員

先ほど言われた通り、やっぱりこれはそれなりの、こういうことを盛り込んでいけばと思うんです。達成していないから、で、その書きぶりはどうされるかわからんけど、先ほどの説明でしたら、ただ集めてきただけということでは、それは無いと。やっぱり達成を目指してどう努力するかということも書き込まな、それは進まんと私は思います。以上です。

事務局

達成していないということではなくて、一応目標額は毎年達成してはおるんですが、去年以上にどんどん増やしていこうということでは取り組みはしておりますので、今後ともこの方向では、どうしてもこの制度は「行政が」という主語が付いておりますので、そういった中で取り組みを進めておるということでございます。以上です。

委員長

他にご意見ありませんか。それでは次の項目に、時間が迫っておりますので、第二部の第1章～第3章のところですね、中間案の14ページを開いてください。事務局お願いします。

事務局

(事務局による説明)

委員長

どうもありがとうございました。それでは事務局でご意見に対して修正案が今提示されました。提示されたものについてご意見、ご質問等がありましたらぜひお願いしたいと思います。

委員

ナンバー6、ナンバー7の意見を出ささせていただきましたものですが、ナンバー6につきましては、前段については理解できますのでこの文章かなと受け止めますが、ただ、「とらえ方によっては」以下の部分については、特に重い障がいがあるからこそ家庭で見なければならぬ、だから就労ができないんだという親御さん側の問題が実はアンケートの中に出てきている。その点について何らかの形でここに課題提起をする必要があるのではないかという考え方でここへ書かせてもらいました。書き方がまずかったのかなと今反省してるんですが、その点について再考するというところでお願いできないかなというのがまず一点です。

それから、ナンバー7につきましては、やはり親御さんの切なる希望というか、地域で生かして行ってほしい、暮らしてほしいというものがあるということについても、やはりこの計画の中でも重要なポイントではないかと思っておりますので、何らかの形で17ページの文章の中へこれを提起するのはいいんじゃないかと思っておりますが、どうですかという意味なんです。ただ、施策で考える、「サポートさせていただきます」も理解できますけども、より具体的に市民の方にこの計画意義というのを伝えていくためにも、一つ、一行だけでもとにかくその点を表記していただく方がいいんじゃないかなとは思っています。いかがでしょうか。

委員

具体的に言ってもらってはどうか。考えがあるということなのだから。

事務局

今委員から具体的に問題提起したらいいんじゃないかというご意見がありましたけども、その辺はどうですか。

委員

具体的になりますと、色々意見を書く中で、文章的に考えていくと、例えばナンバー7では地域で暮らしていきたいという希望がアンケートの中で結果として多く見られる、この点についても今後の施策として考えなければならない、というような形でもいいんじゃないかと思っております。

それと、戻ってナンバー6でも、やはり障がいのある子どもたちを、生活していくために家庭が介護力の一環として経済的な収入を得なければならない、その点について課題がある、という表記でもよろしいし、収入がなかなか得られないと記載してもいいんじゃないかなと思っております。その辺の文章はお任せしますが、そういう趣旨を短文で挙げていただくのもいいのかなとは思いますが。

委員長

どうもありがとうございます。他の方で意見がある方。

委員

今の委員の発言に関連しまして、私はナンバー40のところでも、13ページです、関連する内容かと思うんですけども、意見、質問のアとして、障がい者の家族の高齢化にともなう将来への不安を解消する、いわゆる「親亡き後問題」ですね、それをどう解消するかという施策を取り入れていただきたいというような意見を出したんですけども、そこら辺も含めて考えていただくのがいいかなと思います。やっぱり障がいのある者の家族としてそこら辺が一番大きな不安というか課題にもなってますので、地域生活支援拠点のこともお聞きしたいんですがまたこれは後で質問させていただきます。

委員長

どうもありがとうございました。それでは今、具体的に話がありましたけども、障がい者の家族の高齢化に伴う将来への不安を解消する施策を積極的に、前向きに取り入れると。そこに経済的な問題も含めるということで、具体的にはまた事務局で考えていただいて、いいでしょうか。どうですか。

事務局

もしよかったら具体的に文面を出していただけると。

委員長

そうですね。今事務局から具体的な文面をいただきたいということでお話がありましたけども、どうでしょうか。具体的な文面をと言いましたけども、急に良い文面はなかなか出ないと思いますので、この話し合いを続けながら皆さんに考えていただきたいと思いますので、議事進行をしながらということでもいいでしょうか。全体の話し合いのところでもまとまった意見がもし、文面ができるようでしたらその時にぜひお願いしたいと思います。

それでは次に進みたいと思います。あ、どうぞ。

委員

ナンバー4の意見を出させていただきました。ここの表現では適切に文面を修正しますっていうことなんですけども、文面だけのものではなくて、「すみやかに」っていうのを私が望んだ部分は、成年後見制度が、これから利用される方が増えてくるということが予測されるっていうことで、親御さんたちの高齢化であったり権利を守らなければならないという部分では、利用者さんが増えるであろうということが予測されると言われてたと思うんですけど、その中で、市長申立てが年に2回しかないっていう部分で、市長申立てをして結果が得られるまでに待つ時間が結構長いのかなと感じます。ですので、これからそういったケースが増加してくるのであれば、市長申立てをする段階で親御さんたちが、将来これを使わなければならないから事前準備、っていうので、あらかじめ余裕とかゆとりをもって準備をされて申請されるっていうことではないかと思いますので、やはり市長申立てをされるっていう方は親族さんがいらっしゃらなくて、財産なり何なりを緊急に守らなければならないケースの方が多いかと思います。そのケースに対して年に2回っていうことであれば、その結果が得られるまでに待っていないってわけではない時間が多い。じゃあその間にその方たちの財産や生命であるとかっていう部分をどのように保護していくのかってなると、なかなか年に2回で足りているのかなっていうのを感じる部分もありますので、「すみやかに」

と入れさせていただきたいと思ったのはその部分なんですけど、表記はそれにこだわるわけではないんですけども、そういった形で実際の今後の進み方、計画の中身が、そういった形で取り組んでいただけたらなっていう思いがありましたので、そのところをご理解いただけたらなと思います。

事務局

市長申立てですけども、これは随時、現在も必要に応じて開催しておりますので、年2回ってことはございませんので、必要に応じてすぐに開催しているような形になっております。以上です。

委員長

今の答弁でいいですか。随時開いていると。

委員

頻度はどれぐらいですか。以前担当の者から何うと、年に2回しかないのではなかなか進まないっていうのは現場の職員からは聞いている部分なんですけども。

事務局

メンバー的にどうかと思うのですが、市でやっていますので、どなたに聞かれたかわかりませんが、だいたい年に3回ぐらいはやっていると思います。必要に応じてやっています。今のところ、ケースがそんなに多いこともないですが、遅れたらいけないケースが多いので、早くしないといけない。高齢者と障がい者がメインなんですけども、両方の担当課が出し合いしてという形でやっています。

委員長

いいですか。それでは他にありませんか。じゃあ、次のところ。

事務局

(事務局による説明)

委員長

ありがとうございました。それではご意見のナンバー12 までに対して事務局からの対応を今説明していただきました。ご意見、ご質問ありますか。

委員

地域共生社会なんですけども、国が提唱する地域共生社会というところを削除していただいたというのは大変ありがたいかなと、理解できる部分かなと思います。やっぱり国が提唱しているのは、今の菅政権のキャッチフレーズじゃないですけど、いわゆる自助の部分強調して、公助がないがしろにされていくというようなことが含まれているんじゃないかと懸念しておりましたので。それから「松阪市の地域福祉計画で進める地域共生社会の実現を目指していきます」という風に修正していただいたんですけども、この松阪市の地域共生社会というのがもうちょっと具体的にわかるような物があればと思うんですけども、それが一般の市民の方にどれだけ周知されているのかなという部分もありますので、そこら辺具体的に、こういうのを目指しているんだというのが、この計画の中に取り入

れるべきなのかどうかよくわかりませんが、そこら辺をどういう風に示したらいいのか教えていただきたいと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。松阪市の地域福祉計画における地域共生社会という部分であります。こちらの計画の大きな柱は2つあって、包括的に相談支援体制を取っていきこうという、どちらかと言うと専門職を含めた部分と、それから地域の中でそういう支え合っていくような仕組みをつくっていきこうという2つの柱でもって共生社会の実現を目指していきこうというのが大きな柱になってます。ただ、やはりそういうところについては上位計画である地域福祉計画の中に委ねているというところもございますので、申し訳ないんですが、この障がい者計画の中でそこまで記述していくっていうのは難しい部分もあるかなと思いますので、こういったところで留めていただきたいということでよろしく願い申し上げます。以上でございます。

委員

今日みえない委員の代わりにナンバー12の件でお話しさせていただきたいと思います。お書きになってたのは重度障がい者も同様に、自立した生活を望めるようにということで「重度障がい者」という言葉を入れ込んでほしいということとをずっと言われてたと思うんですけども、現行のままとしますということでその理由に、「障がいの程度に関係なく」とお書きになっております。ところが中間案には「障がいの有無にかかわらず」って書いてあるんですよ。そうだったら「障がいの有無にかかわらず」のところは「障がいの程度に関係なく」って書いていただいた方が、ちょっと一歩障がいのある人に近づいた感じがすると思うんですね。他のページもそうなんですけど、特にこのバリアフリーとかっていうところは「障がいの有無にかかわらず」って必ず枕詞で出てくるんですが、「障がいの程度に関係なく」って、やっぱりこれ障がい者計画なので、せめて「重度」って入れられない場合は、入れていただいた方がいいかなって思いますので、お願いいたします。

事務局

その部分、提案いただきました、「障がいの有無」と「障がいの程度」の言葉の使い方につきましては、もう一度計画案の文章内を整理いたしまして、より適切な記載を検討させていただくということで、お答えとさせていただきます。

委員長

いいでしょうか。それでは他にありませんか。それでは次。

事務局

(事務局による説明)

委員長

ありがとうございました。それではナンバー13から22までの議論をしたいと思います。いいでしょうか。かなりたくさん意見がありまして、事務局での対応案も具体的に書いてあります。ご意見ありませんか。

委員

前回所用で欠席させていただいたんですけれども、非常に啓蒙っていうのは大事でございまして、私精神科医ですけれども、例えば作業所の方、あるいはボランティアの方とかヘルパーの方とか、そういう方って、病気の症状とか、病理、治療の方法とか、そういうことはご存知ない方がみえて、どことは言いませんけど、ある事業所の方に僕の患者さんが薬を、「そんなん飲んどっらいかん」とか、そういう話までされる事業所があるんですね、実際。どことは言いませんけども。ですので、やはりまず市民に、もちろん啓蒙大事ですけれども、それ以前に、作業所の方とかヘルパーの方に、医療的な、発達障がいにしても、統合失調症にしても、きちっと医療的に、きちんとした教育をしないと非常に利用者の方は、せっかく良くなったものも薬を飲まなかったらまた悪くなってしまうわけですし、危機感をおぼえています。ですので、障がい者といっても精神だけでなく知的もあれば身体の方もみえますので、その方に対してやはり医療的に基礎的な知識とその方に対してのアプローチをきちっと教育していただかないといけないと思うんですよ。ですのでそこが、行政の方にお聞きしたいんですけど、されてないですよ、今。少なくとも僕の知っている範囲ではしてないと思うんですね。我々医師会に言っていたらそういう教育、講演もさせていただきますし、協力させていただきますと思いますので、そうしないと非常に、極端な話ですけどね、先ほど申し上げた例は。だけど患者さんは非常に戸惑ってしまう。場合によっては治らなくなる。だからやっぱりそういうきちんとした、病気に対する、特に精神の場合は、障がいと言ってもお体が不自由な場合はある程度症状が固定されているじゃないですか。ですけど、精神の場合は非常に動的なんですね。良くなったり、逆に悪くなったりと。アクティブな病気として捉えるということが非常に大事なことです。ですので、どういう時に主治医に相談しないといけないとか、そういうよりきめ細かい対応が必要なんですね。ですからそういう部分を、抽象的にお書きになっていらっしゃるんですけど、もうちょっと、どう書いたらいいか私もすぐご提案はできませんけども、もっと医療関係者の、医師も協力させていただきますので、そこをご検討いただければと思います。

委員長

ありがとうございました。これについて事務局から何かありませんか。

事務局

ありがとうございます。本当に、医療面からのご意見をいただきました。医療分野というところってなかなか実は行政は疎い所があって色々あるんですけども、また今後どこに入れるかっていうところはあるんですけども、追記をさせていただく方向で検討を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

委員

今教育の話出て、私もそう思ってます、例えばナンバー14のところを出された意見で、福祉教育の充実をってこれ削除されてるんですけども、多分「教育」って入れちゃうと、学校教育とか、教育委員会通さないかんとかってなるので、縦割りっていうかそういうので外されたのかなと思うんですけど、大人に対する教育なんです、結局大事なのは。だから別に学校っていうことに場を限るわけではなく、例えば精神で統合失調症のことがわかってきたのってすごい最近のこ

となので、自分たちが学生だった時には習わずに、例えばお医者さんになってる方もみえるわけなんです。なのでここはやっぱり「教育」という文字は絶対入れていただきたいと思ってまして、これより前のところもあって、それも外されてたんですけども、まさに入れていただくのはここかなと思いますので、教育あってこそ福祉意識の醸成に繋がるわけで、ポスターとか作ったからって、「ふーん」なんです。なのでここはぜひ書いていただかないと、前進するっていう感じが当事者にもたれないので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

委員長

ありがとうございます。それではコメントありますか。

事務局

福祉教育という4つの熟語になってますが、その言葉自体を直接使うかどうか、もちろん調べないとわかりませんので、それをしっかり確認した上で、何らかの形の、教育的な部分を盛り込んで考えさせていただきたいと考えます。よろしくお願ひします。

委員

おっしゃるように、福祉ということの大切さを教える教育というのが一つすごく大事なことだと思いますね。それとやはり、例えば発達障がいの方であればその症状とか特性、そういう方に応じた、大人のADHDとか、大人のASDとかあるわけですよ。そういう方とどういう風に共生していくかということが非常に大事であって、それはやはり医療だと思うんですね。だから医療教育ですね。どちらが先でもいいんですけど、医療より福祉というか。そういうやはり医療的にきちとした情報を皆さんで共有していただくということが非常に大事だと思うんですね。ですので、ぜひよろしくお願ひいたします。

委員長

ありがとうございました。そういうことで、色んなこと、事務局で考えて、ということで、よろしくお願ひします。他にありませんか。

委員

ナンバー21で出させていただいた意見なんですけども、成年後見制度、今後どんどん利用者が増えてくるということも今おっしゃった点ですけども、利用する人が増えたら当然後見人をどう育成していくかということが必要になってくるわけですし、現状でもなかなか弁護士や司法書士、あるいは社会福祉士さんとか、そういう専門職が足りないという現状があるわけで、やっぱり地域共生社会ということの一つのビジョンとして捉えるならば、一般の市民の中でそういった役割を果たす人を何とか育てていくということは重要な施策になってくるんやないかなと思うんです。ですから、なかなか難しい問題、色んな課題も抱えているわけなんですけども、一つ市でも、計画入れる入れないは別として、そこら辺のことをよく認識していただいて、取り組みをいただけたらと思います。

それから言葉の問題なんですけども、例えば19番のところで「身上監護」、これは私ももうちょっと早く気づいて修正すればよかったんですけども、最近、成年後見制度利用促進法なんかの動きを見てますと、かつての「身上監護」という言葉が「身上保護」という風になってきています。厚労省なんかもう、身上

監護じゃなくて保護という言葉を使いつつあると思うんです。まだ司法や法務省はどういう使い方してるかわからないんですけども、一ぺんそこら辺公的に確認していただいて、言葉の修正お願いできたらなと思います。よろしくお願ひします。

事務局

先ほどの「身上監護」の言葉ですが、基本的に、行政計画ということになりますので、法律にどっちかいうと則った形で現状では記述さしてもらえたらなと思いますので、それを確認さしてもらいますので、お願ひします。

委員長

いいでしょうか。他にありませんか。それでは次お願ひします。

事務局

(事務局による説明)

委員長

どうもありがとうございました。かなり内容の深いご意見をいただきました。そういうことではかなり時間を取って、25分程度、30分程度の議論をしていただけたらと思うんですけども。どうでしょうか。皆さん色んなご意見ありましたが。

委員

ナンバー24で、出さしていただいている意見なんですけど、実は「権利擁護のための制度が設けられています」、権利擁護のための制度ということで記載されていますけども、ここにも書きましたが成年後見制度もあるっていう中で、一般の市民っていうとおかしいんですけど、普通の方が聞く中で、我々民生委員のなかでもそうなんですけど、権利擁護と成年後見とは別々の制度やというのが一般的には思ってるんです。でするので、権利擁護の制度の中に成年後見制度が入ってるよっていう話はなかなか浸透というか、入ってかないんですよ。そこでもう一步踏み込んで、表記のしかたというか、「その人の権利や財産を守るための、成年後見制度を含める権利の擁護制度が設けられています」というような形にすればいいのかなとも思うんですけど、いやいやそんなんじゃないんだというのであればこの意見は取り下げますけども、ただ現実的に、成年後見制度と権利擁護の制度とが、2本あるという意識が強いということだけでも知っていただきたいと思うんです。それを解消するためには「成年後見制度を含めた権利擁護の制度」というものをここへ表記していただくといいのかなっていう意見です。

委員長

ありがとうございます。どうでしょうか。

事務局

先ほどのご指摘のように、一般市民の方が別な制度という理解をしているというところの説明をする意味で、権利擁護のための制度の部分の説明、列挙部分の記載で成年後見制度を加えた形での説明文を検討させていただきたいと思います。以上です。

委員長

今の回答、どうでしょうか。じゃあそういうことで、今の意見を取り入れて修正をするということをお願いしたいと思います。

委員

25番の防災、防犯のところ、対応案のところを書いていただいているところなんですけれども、これ3番の「障がいの特性に応じた情報伝達媒体の整備」のところに加えるっていう意味ですよ。対応案に入っている文章っていうのは、この枠の中に入れるっていう意味ですよ。どこに付け足すのかよくわからないんですけど。

事務局

ご意見の下から3行目の部分で、③の障がい者の特性に応じた情報伝達の部分についても防災等の知識の啓発が大切ということでの記載追加の件でしたので、そのようなことを確認しまして事務局でも③に記述を追加という風にこちらの案を提案しております。

委員

この箱の中のところに入るっていうことですね、本文ではなくて。はい。
で、「地域住民に対し防災知識の普及、啓発を図る」っていうところは大前提で問題はないんですけども、この3番に関して言うと、いざっていう時に例えば緊急エリアメールとかって鳴りますけども、聞こえない方には聞こえなかったりとかっていうことがあるので、っていう話だと思うんですよこれは。含まれてると思うんですね。だからこれ平常時の情報伝達の話だけではなく、緊急時の災害の情報伝達のことでもすごく入ってる部分だと思うんです、防災の観点からいくと。なので、もちろん地域の、近所の人に「地震やよ」とか「津波やよ」って言うてもらったのが大事っていうこともあるんですけど、そうじゃなくって、たった一人でお部屋に居てもわかるようにしてあげるっていうのがすごい大事なわけで、東北の震災なんかはそれが無かったのが聞こえない方の死亡率が高かったりっていうことがあったわけなんです。なのでこどっちかっていうと役場が整備してあげる系のことを書く場所かと思いますので、そっちをもっと強調してもらった方がいいのかなと思います。

委員

さっきの意見と似たような感じなんですけども、聞こえない方が安全に避難できるよというところなんですけれども、その下、26番のところに松阪市ろうあ福祉協会を書いてもらってる「アイ・ドラゴン4」っていうのがあるんですけども、これも日常生活用具になってるかと思いますので、これだと緊急情報でもテレビに全部手話と字幕が出てくるんですね。そういうことを聞こえない人たちに普及していく、まだ付けていないお家には早急に付けるように市からも啓発、促進してもらおうというようなところを盛り込んでもらおうとどうなのかなと思います。なかなか地域住民だけに、障がい者の方も知らせてあげてとっていうのには限界があるかなと思いますので、そういう機器があるんだったらそれを積極的に活用できるようにするということが必要かなと思います。

委員長

ありがとうございました。それで、どうでしょうかね。

委員

細かいところで恐縮なんですけど、28 ページの一番下の段でございますけども、「精神疾患に関する正しい理解と適切な誘導」、誘導ってという言葉はちょっと聞き慣れないので、普通に「精神科を受診する」、「受診勧奨」、そういう言葉が言葉としては普通かなと思います。

それと28ページの主な取り組みの一番下のところですけども、心身の障がいを「除去」という、これも「軽減」というか「改善」というか、そういう言葉の方が適切かなというか馴染みやすいかなと思いますのでご検討いただければと思います。

それと、次のページですけども、自殺予防の推進ですけど、コロナ禍で病院を受診される方増えてると思いますけど、ちょっとさらっと書かれてるんですね。これ、相談だけだと予防に繋がらないんですね。だからやっぱりもう少し相談、これどなたが今行政でされているんですかね。

事務局

主に携わっておりますのが人権・男女共同参画課で、市全体をここでまとめているような立場で啓発等を推進しているような形になっています。

委員

その後本当にうつ病の方とかに関しましては、自殺のリスクが非常に高いわけですので、医療機関に繋がらないといけないんですね。その辺りの対応はどうされていますか。保健師の方が伝えてるんですか。

事務局

うつ関係で自殺の危険のある方っていう形になってきますと、障がい福祉の部門になりますと、障がい福祉の保健師がおりますので、保健師、看護師の辺りで相談に乗って指導すると。また、健康づくりにこういった方が行かれた場合は、健康づくりの保健師で対応して、相談しながらこういう方がおったよということで連携しながら対応しておるのが現状でございます。

委員

より不景気になっていくと思うんですね。そうすると色んな理由で自殺される方が増えてくるのが予想されますので、私、県の自殺のこともやっておりますので、今、市町で計画を作成しないとけないということになっていると思うんですけど、こういう、よりきめ細かな対応が行政には望まれていると思うんですね。でするので何か、困った時にはここへ電話してくださいとかそういう案内、電話番号を一つ設けるとか、そしてリスクな方に関しましては早急に対応をしていただくというシステムをできるだけすみやかにご整備いただくといいかと思いますので、やはり相談とは、「相談に努め」って書いてありますので、やはり「必要に応じて専門の医療機関に繋げ、自殺の予防につなげていく」とか、そこまで突っ込んで書いていただきたいと思いますし、明らかに増えてくると思いますので非常に大事なテーマだと思いますので、よろしく願い申し上げます。

事務局

先ほどの 29 ページ③のところ、基本的に、文面もう少し変えるかわかりませんが、必要に応じて専門医療機関に繋げるというような形のを何らかの形で盛り込んだ上で言葉を選択させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長

はい、いいでしょうか。他にありませんか。どうぞ。

委員

ナンバー39に関連してなんですけども、中間案だと 33 ページになります。④の手話奉仕員の養成って書いてあるんですけども、そのところに、「手話通訳については新たな人材の養成に向け、手話奉仕員養成講座に取り組みます」って書いてあるんですけど、これだと手話奉仕員の養成を受けたら手話通訳者になれるみたいに誤解を招くのかなと思いますので、その前のページの手話通訳とことが同じようなことなんじゃないかっていう意見も出てくるのかなと思いますので、手話奉仕員の養成のところは、「手話通訳」ではなくて「手話のできる人を増やすため、新たな人材の養成に向け～」という文面の方が良いんじゃないのかなと思います。

委員長

ありがとうございました。

委員

手話奉仕員というのは、まだ手話を知らない人に手話を覚えてもらって、聞こえない人と手話でお話ができるようになってもらおう、なおかつ、手話を覚えてもらった上でもっと、手話通訳士も目指そうという人たちについては手話通訳の養成ということが、まだ松阪市では行われてませんけれども、そういう講座がありますのでそっちに行ってもらおうというところで、手話奉仕員は本当に初歩の段階で手話を覚えてもらうということなので、ちょっと「手話通訳については」と書くとも誤解を招くかなと思いましたので、「手話のできる人を増やすため」というニュアンスの文章に変えてもらった方が良いんじゃないかと思います。

委員長

ありがとうございました。どうですか。

事務局

先ほどの、手話奉仕員養成講座の実施の目的に沿うような形で、まずは手話のできる人を増やそうということの表現に変えられるか精査いたしまして、変える方向で検討させていただきたいと思います。以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。

委員

28 ページのところ、先ほどおっしゃってたんですけど、精神障がいに関する

記述が、誤解を招くようなすごく多いので気になるところが多くて、例えば先ほどの一番下のところに「心身の障がい除去する」というのがあったり、上の説明の文章のところの下から二行目で、「精神疾患が全国的に増加傾向にあることを踏まえ、」とか、いわゆる、別にうつが軽いっていうわけじゃないですよ。だけどうつ病とか適応障がいとか、そういう方が増えているってということと、例えば統合失調症みたいな、言うたら治らないっていう、それはまた別のところの話なんですけども、こういう書き方されると、精神障がい者全体が気の持ちようみたいな感じで環境を変えたら治るみたいな誤解を招くところがあって、それで精神障がいの方は苦しんでるところがすごく多いんです。多分これ書かれた方もそういう思い込みがあって書かれたんじゃないかなって思われるところがすごくあるので、そういう「治るやろ」みたいな前提であんまり書かれないですよ。なのでそういうところ配慮いただいて、「障がい除去する」であるとかそういう風に書かないでいただきたいと。身体の方は症状が固定しているのでわかりやすいし、障がいのある方が来たなって役場なんかでもわかるので駆け寄ってもらえたりするんですけど、精神の方はそれもわからないし、あとさっきおっしゃってましたけど、すごい状態の良い時と悪い時っていうのがあって、「あれ、昨日すごい元気だったやん」っていう人が翌日「死にたい」って言ったりってのが精神障がいなんです。なのでもうちょっと配慮のある言葉遣いをしていただきたいかなと思います。

委員長

どうもありがとうございました。それでは今のご意見に対して。

事務局

今のご意見の部分で、先生もおっしゃった部分と一ぺん確認させていただきたいんですが、28ページのサービスの推進の上の文章の一番下、「誘導」という言葉を例えば「受診勧奨」というような言葉に変えるであったりとか、28ページの施策の方向性2の①の下から4行目の、「心身の障がい除去、軽減」とありますが、この「除去」を削除するというような方向でよろしいでしょうか、具体的に申し上げますと。

委員

はい、まあそういうことなんですけど、上の説明のところにも「精神障がいのある人の障がいの程度を軽減し、」ってさらっと書いてあるんですけど、軽減はしないんですよ。薬で症状を抑えるとかそういうことなので。だからこういう所が誤解をすごく与えるんです。軽減できるんやな、って。なのであまり「軽減」とかいうのを。

事務局

いいですか。下から3行目の部分「障がいの程度を軽減」という言葉もちょっとあれなんです。これもいい言葉ないでしょうかね、具体的に。

委員

その人の症状を軽減してあげるっていうことはできないので、そういう症状でも生活できるようにサポートするっていうことなんで、変わるのは外かなって思うんですね。その人を変えてあげるんじゃなくて周りの環境を変えるっていう感

じかなって、発想としては。

委員

そうですね、おっしゃったように、非常に重くてなかなか我々が一生懸命薬を調整したりしても症状が固定されない方もたくさんいらっしゃるんですね。またはお薬によって日常生活を普通に送れるような方もいらっしゃるんですよ。ですから、一律に書かれないとかそういう、人によってすごく差があるんですね。それで、また重なりますけど、一定じゃないんですね。先ほどおっしゃったように、悪くなる時があれば、少しストレスが和らいだりお薬調整したりして安定したり、何らかの理由で悪化したりと、非常に動的っていうんですかね、浮遊的っていうんですか、波があるんですねこういう症状に。ですから、統合失調症の方は特にそうなんですけど、最小限の維持量をきちっと服薬していただかないとまた悪化をしていらっしゃると思いますので、そういう意味においてはやはり非常にお気の毒ですし、ハンディキャップを抱えていらっしゃるということでございますので、どういう言葉を加えていただくのが適切かというのはなかなか難しいんですけど、そういうことです。ですので人によって、統合失調症は千差万別でございます。うつ病とか感情障がいにおいてもそうです。本当に軽いうつ病でお薬でいける方もいらっしゃいますし、うつ病でも重い方は悪化して最悪先ほど申し上げたように自分で自分を追い詰めていかれる方も中にはいらっしゃいます。だから本当にこの精神っていうのは障がいていうか病気ですね、これ。その時その時で変化して、その時その時できちっと対応しないといけないと感じておりますし、そういうご病気でいらっしゃる。その辺りちょっとお考えいただければと思います。

事務局

色々ご意見をいただきましてありがとうございます。例えばご提案なんですけども、「精神障がいのある～」というところの文章なんですけども、「精神障がいのある方にとっては医療や周りの環境を整えることが大切で」という風に変えさせていただいて、その後に「自立した日常生活、社会生活を送れるよう～」と文章繋げさせていただくというのはいかがでしょう。もう一度申し上げますと、「精神障がいのある方にとっては医療や周りの環境を整えることが大切で」という表現に変えさせていただければと思います。

委員長

いいでしょうか。

委員

先ほどの補足になるんですが、28ページの最初なんですが、「いきいきとした人生を送るためには、心身ともに健やかであることが必要です」ということなんですけど、この文面、ちょっと逆の立場だと、障がいのある方でも健やかについていうか、仕事をしてご自身で決定して過ごされている方もたくさんみえるので、このいきいきとした人生を送るには「健やかであることが必要」という文面はそういう方にとって少し不適切かなと思いましたので、文面を変えてもらうっていうのも一つかなと思います。

委員長

今のご意見、どうでしょうか。

委員

まず事務局が提案したことについてええかどうか聞いて。それを聞いてもらわな次いかへん。

委員長

先ほど事務局が提案されたところ、「精神障がいのある方にとっては医療や周りの環境を整えることが大切で」というところで、この28ページのところを修正したいというご意見なんですけども、これはどうでしょうかね。うなづいていらっしゃるという理解でよろしかったでしょうか。そういうことで基本的なこと、承諾取れましたので、「医療や周りの環境を整えることが大切で」ということでいいでしょうかね。そういうことでいいですか。

委員

周りや環境は同じような意味なんで、「医療や環境」でいいんやないですか。

委員長

「医療や環境を整えることが大切で」、「周り」が要らないということですね。

事務局

そうですね、二重になりますので、はい。ありがとうございます。

委員長

ということで文言を整理させていただきました。いいでしょうか。じゃあそういうことで、今後は変更をするということでよろしくお願ひします。

事務局

ひとつ前の委員さんのご意見に対してよろしいでしょうか。ありがとうございます。先ほどご指摘ございました件なんですけども、こんな風に変えさせていただければと思います。例えば「いきいきとした人生を送るためには」と、その後に「心身共に健やかで」というところがありましたけどもここは削除させていただきまして、「いきいきとした人生を送るためには、市民が自らの健康状態について関心を高めることが大切です」と。健康状態っていうのは人それぞれ違うと思いますけども、ご自身の色んな、お一人お一人における健康状態に関心を持

っていただくということにさせていただいて、以下の文章はそのまま続けさせていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

委員

これは障がい者計画なの？障がい者計画なんやろ？

事務局

障がい者計画ですね。

委員

障がい者計画でそういうこと謳うんやろか。障がい者のための計画って言ったやんか。市民、市民って。もともと障がい者計画なんやろ。本来やったら違うところがええんとちゃうんか。そういうテーマやったら。

委員長

もう少し具体的に説明してください。

委員

「市民が」っていう言葉が入るとるやん。「健やかに過ごすためには市民が」ってさっき言うたもんで。

事務局

ありがとうございます。こちらは保健医療サービスの推進ということで、たしかにこれは障がい者の計画でございますけども、当然障がい者の方にとっての健康ということに関しても関わりがございますので、対して市民全般という捉え方もあるかも知れませんが、これはその後続く施策の方向性の、市民の健康づくりの推進のところに繋げていただくために今申し上げたような方向の取り扱いにさせていただければと思うんですけど、いかがでございましょう。

委員

今言われているのは出だしの文章ですね。元々は「。」で区切られているのを「、」にする、で一個の長い文にするっていうことなんですよ。

事務局

いったん「関心を高めることが大切です。」みたいな形で切ったらどうかと。

委員

「市民が」っていう主語を取ったらどうですか。「市民が」って言う必要無いですよ。健康の話をしてるのであって別に自治の話をしているわけじゃない、「市民」が全然いらなくて通じると思うんですけど。

事務局

ありがとうございます。私どももそのご意見で、そういう風にさせていただけたらと。「市民が」のところを削ります。

委員

すみません、前回に戻りますけど、「医療や環境」の前に「適切な」という言葉を入れてもらった方がわかりやすいのかなと思います。適切な医療、適切な環境。「適切な医療や環境」。「適切」が両方にかかるんですけど、そういうことでお願いしたいんですけど。

委員長

「適切な医療や環境」、いいでしょうか。他にありませんか。それでは次に行きたいと思います。お願いします。

事務局

(事務局による説明)

委員長

ありがとうございました。もう最後まで修正のところでは対応策を説明していただきました。それではかなりの量ありますけども、ご意見、ご質問ありませんか。

委員

41番のところなんですけど、対応案のところ、「福祉従事者の不足は全国的な問題でありますので、市の施策として計画には掲載しないこととします」ってこれ、ちょっと今日一番のびっくりですよ。少子高齢化は全国的な問題だから市ではやらないんですか。コロナ問題は全国的だから市ではやらないんですか。っていう感じですよこれ。ちょっと酷いと思います。それはわかるんですけども、グループホームをつくるっていうのが市が直接やってることじゃなくて県に届け出をしてっていうことはわかっています。でもそこで、わかります？障がいのある子どもを抱えた方たちが、お仕事をし、子供の面倒も見ながら、グループホームを作ってほしいって走り回ったりするのがとっても大変なんですよ。だからそういう、事務的な手続きとかってところで、そういうのにすごく慣れてらっしゃる市の方がちょっとサポートしてくれただいぶ楽になるっていうこといっぱいあるわけです。今までも最後の最後まで申請行ったら、ものすごい簡単などころの見落としがあって却下されたとか、そういう泣ける話ばかりなんですよ、グループホームに関しては本当に。なのでそういうところは、別にお金がかからないことでもやってもらえることはいっぱいあるので、そういうのをやっていただきたい。

で、お仕事していただける方が少ないっていうところもマッチングの問題が大きいと思うんです。仕事探してる人はいっぱい居るんですけどもマッチングがうまくいかないの、やりたいっていう気持ちがある人もどこで募集してるかわからないし、みたいなこともあるから、そういうのはやっぱり行政の役割として得意なところだと思うんですね。みんなに広報したりとか、みんなから募集するっていうのは得意だと思うので、そういうとこでちょっと関わっていただけると、大げさなことやらなくても、すごい困ってる人は助かるってことありますので、本当に現場どこ行っても人が足りないって言う声ばかりだし、グループホーム欲しいっていうのは色んな人が言われてて、今までもいっぱい失敗してきてるんです。それはそういうことなんです、最後まで行きつく前に色んなことが折れちゃって続かなくなるんですね、そうこうやってるうちに子どもが小学校、中学校に上がって、高校になってもう仕事だ、って問題も変わってくるからね、親も変

わってくるので続いてかないんですよ。なのでぜひ次世代の人たちが同じ苦しみを味わわないためにやりたいということなので、ここはぜひよろしく願いいたします。全国に先駆けてやってください。

事務局

具体的に施策としてどういった内容のことをお考えですかね。

委員

だから今言ったと思いますよ。福祉従事者の仕事が足りないっていうところは人が足りないんじゃないじゃなくてマッチングがうまくいかないことが大きいわけですから、そこを何か市でやっていただけないかなって。若者の就労支援とかすごいやってるじゃないですか。福祉のところも県がやってたりもするんだけど、なかなかここを見れば、みたいな地元に着した求人サイトっていうのか、福祉関係が無いんですよ。なのでやっぱり福祉の分野って誰でもできるわけじゃなくて資格が要ったりとか、色々あるんです。なのでその交通整理を市でやってもらうといいかなと。

で、グループホームは設置を申請したいっていう人がいたらお手伝いします、みたいな。申請書見たことありますか？めちゃくちゃ難しくてすごい大変なんですよ。でちょっと見落としただけで県は却下してくるからすごい大変なんで、そういうところでお手伝いとかしますよっていう窓口つくるとか、そういうのでいいんです。

事務局

色々現実の問題としてそういうところをご提起いただいたという風に受け止めております。マッチングについても松阪市の規模でやっていくのか、あるいは県とも相談しながら、みたいなところもあるのかも知れませんが、なかなかこういう方向ですぐにやりますということもなかなか申し上げにくい部分もあって、たしかに検討課題であるという風には捉えております。申し訳ないんですが、そういう意味では施策の中で今後検討していきたいなところはございます。

先ほど後段の部分でおっしゃっていただいた部分、書類の作成支援は、何とかお手伝いいただけないかと、そんなようなお話かと思います。これについても明記してどうのこうのということではないんですけども、ご相談には乗っていく体制を取っていかないといけないのかなと受け止めております。以上でございます。

委員長

いいですか。それでは他にありませんか。

委員

さっきのグループホームの話も出てたんですけども、40番ですね、質問項目の。グループホームも関連して、いわゆる地域生活支援拠点の整備のことなんですけども、これが例えば「親亡き後問題」とか、それから次の42番の社会福祉協議会さんからも出されてますが緊急時の対応体制の問題とか、そこら辺全部繋がってくると思うんです。で2020年度にそれを整備すると市は言われてるんですけども、そこら辺もう少し詳しく進捗状況、どこら辺まで進んでるのか、あるいはどういう風にプランニングされてるとか、もうちょっと詳しく教えていた

だけたらと思うんですけど、よろしく願いいたします。

事務局

現状、広域で協議をしとるような状況が、去年そのことで色々話をしたんですけども、各資源であったり、資源って言うと緊急時に入所するところとか、体験するところであるとか、コーディネートする人であるとか、様々に取り組む部分があるんですけども、そういったところで、市と町で資源が全く合わない、マッチングしないっていう部分等がありまして、話が進んでないというのが現状なんです。広域実施するかどうかっていう問題もそこではされておるわけですけども、現状では広域実施は、町と市がまだ合意に達しないなという状況のままに居るといふ形です。そういった状況で、今地域の拠点の話は止まったような状況になっているというのが現状です。個別にグループホーム等の体験とか、そういった個別の体験とかいう形はどんどん進めておるんですけども、地域生活支援拠点の一環としての取り組みという形ではなっていないというのが現状でございます。以上です。

委員長

このような現状、今お話がありましたけども、何かありますか。

委員

ぜひ進めていただきたいなと思いますので、よろしく願いします。

委員長

他にありませんか。

委員

58 ページに記載されてます、真ん中のとこですけども、令和2年度に三重県が今までやとったのとちょっと変わりました、三重県障がい者芸術文化の活動支援センターっていうのが新しく立ち上がったんです。これは書いてもらったんですけど、三重県の障害者団体連合会が受託をして事業を進めていくという一貫ですので、私が知事から直接受けたような状態で、まだ県の予算もこれからですし、内容的なものは、今までは障がい者本人だけの芸術文化祭。今年は文化ホールで三重県としてさしていただくんですけども。それを含めて、今後はそういう教室とか、芸術とか文化をやってみえる指導者も含めた支援センターという扱いになってきて、これは三重県どちらかちゅうと遅かったんです、立ち上げ。全国的にはかなりの県でもう立ち上がって、既に全国規模でそういう芸術文化の祭典が行われていたんですけども、そういう意味で三重県の中ではあったんですけども、三重県以外の連携ちゅうのは一切なかったんで、今後は指導者も含めて障がい者本人と一緒に事業を進めていくっていうセンターの立ち上げになりますんで、皆さん初めての認識だろうとおもいますんですけどもたまたまここに書いてありましたんで、そういうことで、事業的な内容は今年度は普通の文化祭、三重県だけの芸術文化祭でやってきたんですけども、今後は支援活動センターということで、言い方あれやけども、三重県がやる全国規模の大会もこの支援センターで実施可能になっていくかなという状況の支援センターですので、今まで芸術文化祭やってる部分と含めて、これに代わるか、それはそれで別にやるという方法と両方、まだ決まってませんが、支援センターのここに

書いてある名称自体は、一応三重県内だけでなく、何回も言いますけども、全国に通用するような事業が実施可能かなということ知事から依頼を受けて、まだ予算が付いてませんけども、実施を立ち上げたという状況の支援センターですので、今後また色々な面でご協力願う場が出てくるかもわかりませんがその時にはまたよろしくお願ひしたいと思ひますので。とりあえずそういう状況ですので、センターの意向だけお知らせ申し上げておきます。よろしく。

委員長

はい、どうもありがとうございます。それではその他に何かありませんか。

委員

私は最後のスポーツ、芸術文化活動に対するところの、今回のこの施策には難しいのかもわかりませんが、やはり学校を卒業していく子どもたちの余暇生活をみてみますと、学校にいる間は友達がおったり、曲がりなりにもちょっとした太鼓とか、サッカーとか、体を動かす場面あるんですけども、卒業しますと本当に体を動かす機会がないです。ここの対応欄のところには「土日にはニーズが無い」とか書かれていますけど、ニーズが無いんじゃないかと本当はもっと動きたいんだけども、活動したいんだけども、やっぱりなかなか提供してもらえない場所が無いとか、ここには「今後調査、研究をしていきたいと思う」という風に書いていただいているので、これ早急にしていただいて、やっぱり子どもたちが社会に出た後、仕事には行くんです。けれどもやっぱり、特に一般企業に務めた子供たちは、まだ福祉事業所に行かれた方はその中でレクリエーション的な内容が用意されていて楽しみがあるんですけども、軽度の方で企業に務められると孤立してしまう傾向があります。ですので、本当にインクルーシブな世の中をつくらうと思うと、どちらかと言うと市が一般の方と一緒に活動するような催し物を旗揚げていただくとか、そういう切り口になっていただかないと、なかなか無いんです。ですので、委員さんが中心になって努めていただいております、障がい者のスポーツ大会たくさんあるんです。けれどもやっぱり来る人は決まってるなという感じはありまして、もっと誰でも気楽に参加できるような、スポーツの面も開発していただきたいと思います。

それから先ほどもおっしゃいました、委員の切実な思いも私も同感です。やはり松阪市さんていうのはけっこう柔軟に対応していただける市やなと私は感想をもっているんですけども、やっぱり一般の方が、本校もそうなんですけども見たいとか、どんな学校なんやろ、どんな子どもさんがおるんやろとかいうところで見学に来られる方も多いです。まして本校の子どもたちが卒業してからお世話になっている福祉の現場はけっこう、学校っていうところは卒業っていう時期がありますけれども、生涯そういうところを利用されるっていう方たちで、非常に市民の皆様のご理解とか、やっぱり行ってみて体験してみてもわかる場所があると思うんです。ですので、今は大学でも老人施設と特別支援学校は、「介護等体験」って言って、たった2日間なんですけども、絶対それ行かないと単位が取れないっていう制度があるんです。ですので何か松阪市さんでは色々な施設体験をしませんか、とかそういうお呼びかけをしていただいて、やっぱり緊急時もそういう地域の方々が障がいのある人たちの現状を知っていただかないと何もできへんわ、という風なことで、やはり東北の震災とか色々な所で非常災害時が起こるたびにやっぱり最後まで遠慮されるご家族も多いっていうようなことになりますので、どうかフレキシブルな発想をもって松阪市でそういう多くの人が参加できるような場所とか機会をつくっていただけたらと思います。以上です。

委員長

どうもありがとうございました。そういうところでは教育の機会をまたつくっていくということで、今のお話は教育委員会の方にぜひ聞いていただきたいような話なんですけども、そういうところでは松阪市が今後どういう風に、教育全体に、こういう繋がりだとか、色んな活動を考えていけるような、子どもたち自身が色んな活動を考えていけるような機会をつくった方が良いんじゃないかなと思います。それではどうでしょうか。他にご意見ありますか。どうぞ。

委員

今のは委員長のご意見なんでしょうか、それとも松阪市の見解ですか。

委員長

私の意見です。

委員

じゃあ市の方にもお答えいただきたいんですけど。

委員長

まあ教育委員会の関係で繋がっていけばいいんじゃないかなというような希望を私が述べました。どうぞ。

事務局

様々な現状の事業を通じて、そういったレクリエーションを含めた形のもの、団体さん含めてお願いを今、色々させていただいておるところではございます。また新しい視点で見ていくことも必要かなと思いましたので、そこら辺も含めて今後考えていく必要があると思っておるところでございます。

委員

新しい視点で見ていただけるんでしたら、42 ページ①のところ、どなたか意見書かれてたとおもうんですけど、58 番かな。担当課が文化課さんとスポーツ課になって、障がい福祉課が入ってないんですけど、これ入られるべきだと思います。連携って感じになると、「車椅子の方のスペースを設けましょう」とかそういうことだけになってしまって、計画が入ってかないと思うんですよ。なのでやっぱり大会をしますっていう、一から本当に障がいのある子たちが楽しんでもらえるようにって考えてもらったら、最初から障がい福祉課さんに関わってもらわないといけないので、ここ入ってください。

事務局

例えば今年も三重県の芸術文化祭が松阪市で開催されます。それについてはケースバイケースなんですけども、障がい福祉課が窓口になって、審査員さんとかもこちらで受けて探したりとかいう形で文化課と連携しながらやったりしております。様々な事案、事案でしておるところでございますので、今後とも連携しながらやっていくような形にはなろうと思っておりますので、よろしく願います。

委員長

かなり時間が過ぎましたもんで、最後の機会にしたいと思いますけども意見がある方は意見を出してください。先ほど、具体的にどういう修正の意見を書くのかという問題がありましたけども、それも含めて最後の機会に、皆さんの意見をお聞きする機会にしたいと思いますけども、どうでしょうか。

委員

言い出しっぺですので責任を取らないかなと。時間が無いのでざっと言います。文案ではないんですけど、まず一つ僕が勘違いしてたなという点がありましたので、手元の資料の各委員さんの意見の6番なんですけども、「また捉え方によっては障がい重いために生活を維持するため～」っていう文章、これとの関連については僕が勘違いしてるなと今思いましたので、これは撤回します。

で、次の7番の部分とリンクすることを考えていく必要もあるのかなと思いましたが、対応案として出されております6番ですけども、「障がい児を対象としたアンケートでは、市が取り組むべき施策として、就学期間終了後の課題である就労支援の充実、働く場の確保が第一位となっており、」という風にして、その後「また、障がい児の保護者からは自宅や民間アパートで暮らすこと、地域での自立した生活、サービス利用しての自立した生活を望んでいる方が約7割を示しています」。これアンケート調査の結果見ますと、だいたい69.7%ぐらいあるんです。ですから約7割で良いんじゃないかなと思うんですよね。で、「今後安心して就労ができ、理解のある職場、そして地域での生活を確保することが求められています。」これぐらいの文章がいいのかなという風に提案できるのかなと思いました。

事務局

つまり、民間アパートでの暮らしなどの地域で自立した生活と、サービス利用しての自立した生活の2つということですね。

委員

はい、結局言いたいことはとにかく自分の力で生活できる人と、そこまで行かないけど障がい福祉サービスを利用して生活をしていく、それで全体的に自立した生活と同じレベルにできるんだという人のための、その部分を出したと。以上です。

事務局

では、先ほどから発言していただいている意見を文面でいただいております、先ほどからの発言の趣旨に対して、もし委員の方の間で反対等ありましたらそれについての話の場の時間にさせていただきたいと思います。

委員長

ご意見ありますか。先ほどの意見に対してのご意見がありませんか。

委員

自立に向けた、っていうことで、委員さんから一人で頑張れる子、それから一人では頑張れないけど支援があったら頑張れる子っていうのをわかるように書いた方が良いつて言われたと思うんですけど、すごい大事な視点だと思うので、「直してから来い」とかじゃなくって、っていうとこなんですよ。なんでそこぜ

ひ入れていただきたいと思うので、もっと字数増やしてもらってもいいかなって思うくらいです。

委員長

はい、いいですか。基本的には障がいの程度とかそういうことではなくて、みんなが自立していく、そういう支援も考えていこうじゃないかということではないでしょうかね。障がいの程度とか色々な能力の問題とかでよく、この子は無理やろとかいうような話がありますよね。自分で生活するのは。そういうことの壁をつくっていくじゃなくて、全ての人が自立生活をするような方向で考えていきましょうということの問題提起されているということなんではないでしょうかね。

委員

今委員長に言っていただきました、まさしくその通りで、できる子とできなくても支援があればできる子、本当はそこに医療ケアが受けられた人でも自立できればそれも大切、全部という意味ですよ、そういう意味では。ですから本当は医療サービス、福祉サービスっていう両方挙げたいところなんですけど、それで良いか悪いかこの場ですぐについていう判断できなかったのも、あえて「サービス」っていう形を取らせてもらいました。

委員長

先ほどのご提案についてのご意見ありませんか。はい、それでは先ほどの修正意見を取り入れるという方向で考えていくということではないでしょうかね。それでは皆さん、ご意見ありませんか。この前みたいに委員長が切るということはありませんので、ぜひ言ってください。はい、ありませんね、いいですか。それではかなり長時間になりましたけども、今日の会議は終わらせていただきたいと思えます。またこの中間案を承認いただいたということで基本的にはいいでしょうか。いいですね。ということで、今日の修正の色んなご意見を入れて、中間案をこれで決定させていただきますので、これから先ほど申しましたように、市民の皆さんに色んなご意見をお伺いするというような手続きを取っていきたく思えますので、またよろしくお願ひします。いいでしょうか。

事務局

本当にありがとうございました。様々に意見いただきまして、今日いただきましたご意見を全てこの案にまた盛り込ませていただいて、これは案の案となっておりますので、これを取らせていただいた上でパブリックコメントに出させていただきます。またそれで意見を色々いただきますので、そのいただいた意見をまた次皆さんでご協議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。本当にありがとうございました。

4. 閉会

委員長

どうもありがとうございました。これで会議終わりますので、よろしくお願ひします。

(終了)